

平成30年度 指定管理者評価シート

指定管理者

施設名	波多江放課後児童クラブほか8施設 (波多江、東風、雷山、怡土、可也、可也第2、桜野、引津、引津第2)
設置目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する放課後児童健全育成事業を行う。
指定管理者名	特定非営利活動法人いとしま児童クラブ
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
評価者名 (施設所管課長)	子ども課長 小嶋 智嗣

評価

【評価区分： 優れている(5点)、 適正である(3点)、 改善が必要である(1点)、×抜本的な見直しが必要である(0点)】

項目	評価視点	評価区分	得点	理由(、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)
業務の履行に関する事	協定等に基づき、指定事業が適切に実施されているか		3	協定を遵守し、適切に実施されている。
	指導員等の人員配置は適正であるか		5	規定人数に加え、状況に応じた必要人員を配置。適切に対応されている。
	指導員等の労働条件は適正に保たれているか(賃金、労働時間等)		3	適正である。
	指導員等に対して必要な研修等を実施し、資質向上に努めているか		3	適宜実施している。
	法令が遵守されているか(法定点検や検査等を含む)		3	適切である。
	開所日、開所時間は守られているか		3	適切である。
	施設、設備、備品の管理及び保守は適切に行われているか		3	リスク分担に基づく修繕や買い替えについて、児童の保育環境の向上の観点から、より一層の推進余地がある。
	利用の許可・制限が適正に実施されているか		3	適切である。
	利用者(児童、保護者)からの苦情に対し、適切に対応しているか		3	状況に応じ、問題解決と運営改善に努めている。
	帳簿等は適切に整備・保存されているか		3	適切である。
	個人情報情報は適切に取り扱われているか		3	適切である。
	利用料の徴収が適正に実施されているか		5	口座振替を推進するほか、未納者に対し個別対応を行っている。
	光熱水費等の経費節減の取組がみられるか		3	実施されている。
市への報告及び必要書類の提出は、遅延なく適宜行われているか		5	定例報告の他、調査依頼などにも速やかに対応している。	
得点小計			48	

項目	評価視点	評価区分	理由(、×の場合は具体的な改善すべき事項も記載)	
サービスの質に関すること	児童にとって居心地の良い環境づくりを行っているか		3 リスク分担に基づく修繕や買い替えについて、児童の保育環境の向上の観点から、より一層の推進余地がある。	
	登所確認や不審者等に対する注意喚起など児童の安全確保の取組がみられるか		5 出席簿で登所を確認。登所のない児童の保護者には、電話確認を徹底されている。	
	保護者との意思疎通や情報共有を図るための取組みを行っているか		3 連絡簿やお迎え時の会話を通じて保護者との対話を心掛けている。	
	指導員等の接遇態度(マナー、言葉づかい、服装等)は適切か		3 共通のエプロンを着用する等工夫されており、マナー等も適切である。	
	自主事業(イベント等)の実施により、クラブの魅力向上を図っているか		3 児童クラブ祭りなど、適宜イベントを実施。	
	得点小計		17	
その他	防犯対策は適切か		5 警備システムを導入しているほか、さすまたを設置している。また、防犯計画を作成している。	
	災害対策は適切か		5 適切である。	
	年に1回以上、避難訓練等を実施しているか		3 実施している。	
	得点小計		13	
合計点			78	
得点率 (合計点/(5点×評価項目数))			0.71	

総合評価	理由
	放課後児童健全育成事業の意義と役割を了知し、その実施に真摯に取り組んでおり、運営管理する施設も増えている中で、総体的に適切なマネジメントを行っていると評価する。

【総合評価判定の目安】

優 良 …… 0.75～1 適 正 …… 0.50～0.74
改善必要 …… 0.25～0.49 × 抜本的見直し必要 …… 0～0.24

指導及び助言

施設管理、運営ともに優良である。引き続き、利用者の満足を得られるような事業実施を期待する。また、入所児童数の増加に伴い、支援員の確保についてもさらなる努力をお願いしたい。

H29年度評価の「指導及び助言」内容に関する対応状況(市による改善の指摘があった場合のみ)
改善済 改善未済

H29年度評価では、改善の指摘はなかった。